

制度とコンヴァンション経済学 [上]* (クリスチャン・ベッシー¹⁾、オリヴィエ・ファヴロー²⁾ 著)

山本泰三・須田文明

序説

「制度」という語の多様な用法は、その分析的扱いが決して自明ではないような概念に我々が関与していることを証明する、最初の指標である。すなわちそれは、ある国の憲法システム全体 (Denis Richet)、正統なすべての社会集団 (Mary Douglas)、集団により吹き込まれる信念および行為様式 (Emile Durkheim)、ゲームの規則——アクターは組織と家計である—— (Douglas North)、個人的行為のコントロールを目的とした集合的活動 (John Commons)、個人的利益によってであれ外的権威によってであれ、社会の成員すべてにより認められ、安定化された行為の規則性 (Andrew Schotter)、社会的に裁可される象徴的秩序——機能的要素と想像的要素とを結合させる—— (Cornelius Castoriadis)、進化的均衡の戦略のコード化 (青木昌彦)、などである。

日常生活で頭に浮かぶ例に目を向けるとき、困惑は倍増する。次のような事例にいったい共通点を見出すことができるのだろうか——チェス、議会、黙祷、貨幣、日曜日のミサ、賃金、言語、法人、高等教育、法律、徴兵、ワインの特級分類、メーカー、など…

我々は、経済制度と非経済制度とをごちゃ混ぜにすることで、わざと課題を紛糾させていると言えるだろうか。それは確かであるが、しかしだからといって、完全に安堵できるわけではない。それは以下の三つの理由による。(1) 最近に至るまで、伝統的な経済理論 (新古典派であれマルクス主義であれ) は、経済的であろうとなかろうと、制度についてほとんど何も語るべきことがなかった。例えば貨幣を論じるとしても、それは制度としてではなかった。制度という言葉そのものが、その分析的ポキャブラリをなしていないのである。(2) なるほど、経済理論の標準的な姿が形成されたのと同時に、(経済的であろうとなかろうと) 制度を特権化する、「制度学派」を自認する潮流が登場した。しかしそれはオルタナティブな理論的言語を産み出せなかったために、上述のような診断を強めこそすれ、弱めることはなかったのである。(3) 逆に70年代以降、経済理論のほとんどすべての構成要素が、制度を分析の中心においた——それは諸派の異なった様式に応じてのことなのだが、このことが、一世紀の無関心の後のその収斂をいっそう驚くべきものとさせたのである。アプローチが相変わらず厳密に経済的なままに留まっているにせよ、制度のようなきわめて古い対象の、かくも遅ればせの再発見の素朴さを

*本邦訳は、Bessy, C., Favereau, O. (2003) "Institutions et économie des conventions", *Cahiers d'économie politique*, no.44, pp.119-164の全訳である。なお紙幅の都合により、[上]・[下] 二部に分けて掲載される。下は次号に掲載予定である。

いふかりながらも、このことを喜ぶしかならう。

以下のように述べることで、こうした三つの確認を別様に定式化し直し、まとめることができよう。すなわち、古典派思想（限界論者であれマルクス主義者であれ）以降、制度についての経済分析の頑迷はまず、学問の間の境界線を厳密にすることに貢献したのである。逆に、ミクロ経済学による制度の役割の考慮（新古典派におけるものであれ現代制度主義の多様な論者のものであれ）は、他の社会科学、とりわけ法律学、社会学、認知心理学、歴史学との接近をもたらした。このことによって、現在の時期は、他の学問へのこうした開放性を維持することへの経済学者の関心によって特徴づけられよう。他方では、その度合いは異なるが、彼らはその伝統的な分析枠組みを保護しようと努めてもいる。すなわち支配的な潮流についてはこの度合いが最大であり、それより度合いが低いのが新制度学派であり、最小限なのが、マルクス主義（あるいはホーリズム）の潮流の内部でのレギュレーション理論や、個人主義の伝統の内部でのコンヴェンション経済学（以下ECと略）である。

ECのプログラムの当初の目標（Dupuy et al 1989, Boltanski et Thévenot 1987-1991）は、制度の経済理論を提起することではなく、むしろ行為の様々な共通枠組みとの関係において個人的行為を分析することなのであった。社会科学の多様な潮流に由来する研究者たちがそれを中心に結集した、ECの根本的仮説は以下のものである。すなわちこうした行為の共通枠組みは、人々にとって外在的でありながら（またかかるものとして知覚されている）、他方で、人々は自らの行為（集合的および／あるいは個人的）を通じてその創出、現実化、あるいは再検討に参画するのである。こうした仮説は、支配的な潮流のそれよりもいっそう複雑な（しかも、いっそう一貫した）方法論的個人主義を想定している。換言すれば、「社会的なこと」の特定の自律性——それ自身の法則を認めることにさえ至る——と、「行為し、また意図（個人的および／あるいは集合的）を持つのはつねに個人であって、超個人的な実体なのではない」という考えとを和解させることなのであった。

おそらく制度という概念がホーリズム的な思考方法を過剰に負っており、また構造化された集合的実体としてあまりにも当然のごとく提示されていたために、この研究プログラムの創始者たちは、こうした行為の共通枠組みを示すために「コンヴェンション convention」〔慣行、共有信念、協約〕という概念を選んだ。これは多面的な概念であり、不確実性状況におけるコーディネーション問題の経済分析と直接的に結合する長所を持っていたのである。「制度」がECの基礎概念ではないことを確認したとしても、それではなぜECが、「コンヴェンション」概念によって、直接、制度概念に取り組みなかったのかを説明しなければならない。

根本的な理由は、ECがどのように「規則」概念を扱ってきたかに由来する。すべての規則は多かれ少なかれ不完全であり³⁾、またアクターたちはお互いに調整するために規則の解釈図式について「合意し」なければならないという明白な事実から出発しながら、ECは、こうした図式を説明し、解釈のメタ規則によって規則を増殖させる（規則の解釈はそれ自体規則となり、さらにまたそれが解釈され…、というような）悪循環を回避するために、「コンヴェンション」という概念を導入するのである。こうして経済的エージェントの解釈活動が強調されることになる（「解釈学的転回」と規則の「鉄道的」アプローチ〔訳注：ヴィトゲンシュタイン

の表現]の批判。この問題についてのB. レイノーの一連の研究 [Reynaud 1992, 2002] と、N. Postelの要約 [2003] を参照せよ)。ここから二つの含意が引き出され、この含意によってECにおける「制度的契機」と呼ぶことができるようなものは先延ばしされることになったのである(特に注意深い観察者の判断を要約するならば、Defalvard 1992, 2002)。

最初の含意は以下のものである。つまり解釈のこうした審級は、組織の理論の刷新に役立ったが、それは国家の組織よりも、民間組織、とりわけ企業を優先させることによってである。いわゆる「ミクロ経済的」水準で経済的エージェントはコーディネーションに配慮していることを示すことが重要であるので、こうした優先性は当然のことである。それはまた、法律の規則の種別性の問題に正面から取り組むことを回避するものでもあった。法の問題は、規則によるコーディネーションの観点からの制度へのアプローチを非常に複雑にする。企業経営における私的な契約的規則の本質的部分が、すべての理論的困難を同時には扱わないということを可能にしたのだった。国家と法・法の国家という概念から不可分なものとして、制度の一般理論を前面に出していたならば、そうはならなかったであろう。

第二の含意は次のようである。つまり「解釈」図式としての、コンヴェンションを通じた規則の解釈的アプローチは、コーディネーションのゲームにおける「行為」図式として、コンヴェンションに固有な「恣意的な」次元を不可避的に評価した(Lewis 1969)。サール(Searl 1995)は、制度的事実についての分析の中で、まさに次のことを想起させている。すなわち制度的事実の構成的規則は、コンヴェンションが恣意的である——この語の通常語義(ルイスLewisはそれに近い)——という意味では、恣意的ではないのである。「恣意的である」とは、つねに「非決定である」と同意である。しかし、一方のものは、採用された解決策について完全に無差別であることであり(ルイス流のバージョン)、他方のものは、討議(そこで交わされた正当化は、特定の解決策を機械的に課するのではない)の後では裁定しなければならない(ECのバージョン)。経済人(ホモ・エコノミクス)の妥当なモデルは、二つのケースにおいて同一ではない。制度についてよりも組織についてのほうが戦略的ではない、という差異もありえないことではないし、恣意的という考えをめぐるこうした引力が、制度について語る機会を遅らせたこともあり得ないことではない——その最も顕著な指標は、暗黙のものでもないのだが。

したがって、こうした考察は、他の社会的対象に関する制度的事実のよりよい理解という展望において、「規則」「コンヴェンション」「組織」そして「制度」の間の関係をいっそう正確に示すように促すに違いない。実際、制度の概念は徐々に、コンヴェンションナリストの研究プログラムの前面に出るようになってきている。とりわけそれが、公共活動の処方箋をもたらす場合に、そうなのである(Salais 1998, Orlean 1999, Eymard-Duvernay 2001a,b)。しかしこうした移動は、制度的事実に関するコンヴェンション理論の問題設定についての全体的考察を伴わずになされている(Bessy 2002)。

本稿が解明しようとするのはこうした体系的な説明なのであり、その説明は、単なる意味論的問題に還元されることなく、コンヴェンションナリストのプログラムにおける研究の様々な装置を示すことも目標にしている。公共政策の規則の実施を研究すること、共通の目印が全くない状態で、市場でエージェントがいかに相互行為するか説明、もしくは長期での賃金の設定

方法の進化を説明すること、これらに同一の研究方法が採用されるわけではないのである。

制度への他のアプローチとのいっそうの結合を可能とさせるのがECの中でのこうした多様性である。こうして我々は、第1節では、制度の経済的アプローチの多様性を説明することを提案し、また我々によれば、制度を語るができる理論的枠組みを定義するために、こうしたアプローチが逢着する限界についても説明しよう。こうした理論的枠組みの制約の中で、我々は、言語哲学における現代の志向性理論intentionnalismeが示しているように、制度的事実の構築における言語の役割を強調しよう (Searl 1995, Descombes 1996)。制度は、公に伝達可能な象徴的表象を通過することを前提としている。

第2節で、我々が正当化の文法を導入するのは、こうした特徴をよりよく評価するためなのである。ボルタンスキ・テヴノ (Boltanski et Thévenot 1991) は、争いにおいて公に展開される立論に潜在する政治哲学を抽出することで、この文法を再構成したのである。我々は次に、ECを他の制度主義の潮流から区別しているテーゼを取り出すために、制度の理論的地位と、制度の根本的役割に関する議論を展開させよう。こうして、我々は、ECの理論的構成の中心に政治的なものが登場するのを見ることになる。

こうした基礎が、制度を生き生きとした「環境」にしているのであり、この環境の中に現代経済の組織が浸かっており、そこから、経済的エージェントは、自らのコーディネーションのための資源と価値を汲み取っているのである。こうした基礎に基づいて、我々は、第3節[次号]において、特定の制度の経済的影響に関して、ECの適用される分析と経験的帰結をとりまとめ、制度のダイナミズムに関するいくつかの教訓をここから引き出すことにしよう。

1. 理論経済学分析装置としての制度

この第1節で我々は、制度の問題について、経済学における、また場合によっては社会学における大まかな思考の概観に取り組みたい。我々がこれを行うのはコンヴァンションナリストの観点からなのであり、こうした突出した立場は、何らかの優越性からというよりも、むしろリスクのある特異性に由来する。

この目的のためには、我々は、「制度」という語句についてのできるだけ合意に満ちた定義を採用しなければならない。ノース (North 1990 p.3) の定義が、我々には特に開放的であるように思われる。すなわち「制度とは、ある社会におけるゲームの規則のことである。あるいはより形式的には、それは、人間の相互行為を枠組みづけている、人間に由来する制約のことである。したがって、制度は人間的交流 (政治的であれ、社会的ないし経済的であれ) におけるインセンティブを構造化させている」。この定義は次のような多くの長所を持っている。すなわち非経済的な制度もカバーすることができ、またオーソドクスでもあり、また批判的でもある分析を可能とさせ、この語句の語源とも断絶せず (institutionとは制定するということであるが、それは制定されたものでもある)、さらに「構成的規則」という強力な概念とも慎重に関連づけられることである⁴⁾。

したがって、我々の歴史的な探求は、経済理論内部でのゲームの規則の理論に関わる。ECに依拠した回顧的な視点のオリジナリティはどこからやってくることができるのだろうか。そ

の答えは、このプログラムの端緒の二重性の直接的帰結を詳述することにある。すなわちそれは、方法論的個人主義の伝統であり、しかしながら個人に対して、手続き的合理性の能力を付与するのである。他方で理解社会学の伝統であり、しかしながら、倫理的判断の能力を個人に付与するのである⁵⁾。最初の（経済学的）端緒は、諸個人の（相互）行為の空間の中心に、コーディネーションの失敗（もしくは欠落）という概念をおく。つまり不均衡や制限、予測のエラーが存在し、これが最適化に結びついた計算能力よりも豊かな合理性の読解を必要とするのである。第二の（社会学的）端緒は、同じ空間に、再生産の失敗という対称的な概念をおく。すなわち不公平や力関係、不公正が存在するのであるが、しかしこれは個人的および集合的な批判、論争や抵抗的となるのである。ECの特異性は二重である。すなわち一方では、コーディネーションと再生産は、コーディネーションおよび／あるいは再生産の失敗の体系的存在と直面した個人的合理性によって考察される。他方で、コーディネーションと再生産は、もはや別々ではなく、同時に考察されるのである——護教論的伝統（限界主義）と批判的伝統（マルクス主義）との間での古典派的思考の内部で起こった分裂以来そうであったのとは異なっている。

ここで、ノースによる制度の定義の柔軟性がわかる。経済的制度について語る場合、当該のゲームはコーディネーションにも関わることができるし（新古典派あるいは「主流派」に属している場合）、再生産にも関わることができる（マルクス主義や批判的潮流に属している場合）。

われわれの概観の導きの糸は今や、切り離すことができる。つまり簡単に言えば、制度とは、コーディネーションとも再生産とも関係がある本質的な何かなのである。これについてより詳しく検討してみたい。

われわれがまず最初に見るのは、コーディネーションと再生産とがその完全な形態によって考えられているかぎり、経済理論においては、内生的変数としての諸制度にとっての場所は存在しない、ということである。あるいは同じことではあるが、まさにコーディネーションもしくは再生産を実現することを担う——しかもこれについては、エージェントたちは手がかりを持っていない——唯一の制度が存在する。70年代以降、内生化的の興味深い努力が、二つの伝統（こう言ってよければ、二つのオーソドクス）の中でなされてきた。それは、諸制度に関わるが、しかし主要な制度は外生的なままであり、諸個人が掌握し切れていないままなのである。

現代資本主義経済のすべての制度的環境を内生化するよう企てたことは、非主流派の、少なくとも、まさに「制度主義者」と呼ばれるその潮流の一部の、長所である。じっさい、それらは最初の根本的前提として、コーディネーションおよび／もしくは再生産の失敗の存在を受け容れている。しかし彼らの内生化的の作業の限界は、次のことを意識しなかったことにあるように思われる。つまりコーディネーションおよび／もしくは再生産の失敗を統合したことは、その起源からの伝統の本質的ないくつかの立場との関係を根底的に見直させざるをえなくさせているのである。すなわち一方のケースでの個人的合理性の計算者のな性格と、他方のケースでの価値判断の社会的重みである。

1. 1. 二つのオーソドクス：完全なコーディネーション／再生産の制約としての、特異なる制度

a) かりに制度がゲームの規則であるとして、最初の根本的な問題は、それが完全に外生的なのかそうでないのか、ということである。つまりまず、このゲームの規則は何から構成されているのか。次いで、経済エージェントはそれについていかなる意識を持っているのか、また、あるいは彼らは、こうした規則についてどのような手がかりを有しているのか。

答えは直接的であると同時に、驚くべきものである。コーディネーションという言葉の教義的な形態（一般均衡論）でも、再生産という言葉の教義的な形態（資本主義のマルクス主義理論）でも、ゲームの規則は同じように、また根本的に外生的なのである。実際、唯一の制度しか存在しない。すなわち、全般化された市場である——ワルラスにおける、と同時にマルクスにおいても。結局以下のことを思い起こして欲しい。搾取は盗みではなく、労働力の、商品の状態への還元の結果なのであり、それはすべての商品と同様、その価値で交換されるのである。ここでは、剰余価値を創出するというこの特質を持っていることが知られていないのである。

完全なコーディネーションであろうと、完全な再生産であろうと、分析を基礎づけている制度が実際、分析を免れているのは驚くべきことである。分析はそのメカニズムを説明することで満足し、その結果を展開することで満足する。制度的装置は、エージェントの行為には依存しない。すなわちセリ人は市場の理論の外側におり、労働日における不払い労働の部分は、エージェント、すなわち労働者と資本家の意識を逃れるのである。たとえ労働者が労働日の短縮のために（資本家はそれに抵抗して）闘うとしても。

ここでは唯一の制度が、行為を導く存在論的制約として機能しているのである。すなわち、この制度が、全体的なシステムないし一般均衡、ダイナミックな再生産の運行に適した方向へと、行為を文字通りフォーマット化する。完全なコーディネーション・再生産の可能性が、唯一の制度たる市場によって制定される。諸制度は単数でしか語形変化しないのである。制度が外生的であるとき、理論において制度にとっての場所が存在しないというべきなのか、それとも「唯一の」制度にとっての場所しか存在しないというべきなのか、躊躇われるところである。

b) 70年代以降、コーディネーションの言語（契約の理論とともに）においてと同様、再生産の言語（ブルデュー Bourdieuにおけるハビトゥスの理論とともに）においても、内生化的の顕著な努力がなされている。しかしながら、完全なるコーディネーションもしくは完全なる再生産への準拠は断念されたのであろうか。答えはノーである。しかし、ゲームの規則の、これまで完全に外生的であった性格は（それは両者の布置を導いていたのだが）、もはや受け容れ可能な主張とは考えられないのである。すなわちいずれにおいても少なくとも一部は、内生化的されることができなければならない。新古典派経済学において、合理的な経済的エージェントは自らの相互行為の契約的モダリティを選ぶのであり、他方で、ブルデューによる支配においては、支配者も被支配者も、支配を永続化させる行為を採用するのである⁶⁾。

すなわちコーディネーション・再生産に至るゲームの規則の本質的部分は、外生的なままに留まるのである。再生産に関しては、支配・被支配の断絶がつねにそこにあり、「相互補完的な二つの階級へと世界のすべてのものを配分しており」（Bourdieu 1980 p.348）、場・ハビトゥ

スの相互作用（被支配者はこれを意識していない）は、毎日その織物を織り上げているのである。コーディネーションについて言えば、新古典派的エージェントはその双務的な契約的規則を選ぶが、しかしこの選択過程は、契約をめぐる競争過程——「参加」と呼ばれる制約を含む——によって厳格に枠組みづけられている。以下のことを示すのは困難ではないであろう。つまり二つの場合において、完全なコーディネーション／再生産の世界へと（明示的に、もしくは暗黙に）準拠することで、分析はその一貫性を引き出すのである⁷⁾。

すべてはあたかも、主要で構造的であるが、目立たない（そこから外生的特徴が生じる）構成要素と、マイナーな内生的な構成要素の束（最初の要素を具体化し、強化することになる）とに、制度が分裂するかのようになりが運ぶのである。制度をより詳細に見ることで、そこには市場の姿がほのかに透けて見える。市場は以前にも増して、唯一の基本的制度として、根本的に想定されたままである。市場がいくぶん現代化されているにしてもそうなのである。すなわちコーディネーションの言語における分権化された競争、再生産の言語における場（つまりあらゆる種類の資本を不平等に付与された諸個人の間での不完全競争）が、それである。唯一の制度が常に存在論的制約として機能しており、それは、完全なコーディネーションあるいは完全なる再生産に役立つのである。しかしながらこの制度はエージェントにとって、もはや完全には外生的ではなく、エージェント自身によって自発的にであろうとなかろうと、稼働される。それは部分的には内部化されているのである。

経済学における二つのオーソドクス派（一方で護教的、他方で批判的）の歴史についての、この概観の結論は以下のものである。すなわち全体的なコーディネーションと再生産の理論的言語においては、諸制度にとっての場所は存在しない——全体的なコーディネーションもしくは再生産を実現することを可能とさせる（単数の）制度にとっての場所、を除いては。

1. 2. 非主流派：複数形としての制度——部分的なコーディネーション／再生産の変数としての

a) 二つのオーソドクス派の側での、諸制度の拒絶（唯一の根本的な制度を例外として）は、20世紀初頭以来の制度主義的伝統における制度の遍在と比較してみることができる。それは、経済理論における制度の遅ればせの発見という我々のテーゼへの反例をなしているというよりも、むしろ経済理論によって我々が何を意味しているかを正確にさせるように促している。キーポイントは、世代から世代へと受け継がれた経済学者の職業的共同体により共有された（また発展された）、形式的言語の存在である。ヴェブレン Veblenにより、次いでコモンズ Commonsにより開かれた制度主義の伝統は、記述的配慮の過剰さによってか、あるいはオーソドクス派（技術的連続性なしに分析的姿勢の継承が続いてきた）とのラディカルな断絶の選択によってか、（いまだなお）この言語を作り上げるに至っていない。このことは、コモンズやダンロップ Dunlop、ケール Kerr、ドーリンジャー Doeriger、ピオリ Pioreという「労使関係」研究の北米の潮流の基礎にある、政治哲学的連続の系統によってきわめて明確である。コモンズのプロフィール（1990およびCorei 1995を参照）はこの観点から典型的である。すなわちC. S. パース Peirceのプラグマティズム哲学に依拠して⁸⁾、彼は、行為に内在的な関係にある規則という例

外的に新しい概念、すなわち思考と活動を分離する二重性を拒絶して、思考と行為の習慣という概念を主張することになる。コーディネーション問題についての彼のアプローチは、純粹に認知的な問題へとこれを縮減するのではなく、個人的行為の、集合的で補完的な次元を強調する。ウィリアムソン Williamsonが彼の「取引」概念をここから借用し、彼が、この概念にその意味全体を与えたパラダイムからこの概念を切り離したのが確かであるとしても、我々は、コモنزの力強い直観の中に、訪問すべきモニュメントではなく、辿るべき構築物を見る、現代的理論枠組みを期待するのである。

70-80年代以降、大規模な理論的刷新が、新たな分野の登場によって、こうした伝統（広い意味での）に影響を与えた。すなわちこうした分野は、理論経済学の中心に制度を置き続けながらも、制度の経済学の中心に理論を置き直した、ということができよう。以下のことを主張したとしても不当ではなかろう。つまり、「再生産」の論理においても「コーディネーション」のそれにおいても、我々は今や、研究のプログラム——たんなるテーマではなく——の移動に直面しているのである。

b) まずはじめに我々は、レギュレーション理論の場合を検討しよう。この理論は再生産によって特徴づけられる論理において、「制度諸形態」を上部構造から下部構造の水準に移したのである。ここにこそ、すべての市場を証券取引所と同一視したワルラス的攻撃と比較してもよい、斬新な主張がある。残念ながら、この理論はマルクスの分析枠組みからのこうした移行が提起する分析的問題にはっきりと取り組むことを拒絶している。価値（価値—労働）の点での理由付けの拒絶が、資本主義的生産様式の中心にある現象を規定しているもの、すなわち搾取の問題を、回答を与えないままに放置しているのである。

諸制度（複数形の登場を指摘しておこう）、より正確には制度諸形態とは、「一つのもしくは複数の根本的社会関係のコード化」である。これは五つあり、つまりそれはきわめて大きな対象である。こうした制度諸形態が、個人的および集合的行為を構造化することになり、場合によっては、資本蓄積に対して一般的で、相対的に一貫した進化を保証する。ケインズ主義とマルクス主義の最良の伝統を汲み取った理論的野心は、したがって、観察される規則性ないし断絶の中に、マクロ経済的軌跡への制度諸形態の因果的影響力を識別しようとするのである。それは、教育的モデルにおける代表的エージェントと対をなしているが、しかしこの仮説は、行為の配分によって置き換えることができ、もしくは「制度的補完性」（青木昌彦による）の考えによって豊かにすることができる。むしろキーポイントは、集合的アクターの存在なのであって、これが「制度化された妥協」を交渉するのである。

この潮流の長所が、制度とマクロ経済的パフォーマンスとの間の因果連関のレベルにあるとすれば、その弱点は制度の変化と、個人的ないし集合的行為の変化との間の因果連関のレベルにある。レギュレーション理論は、再生産の伝統において初めて、資本主義的生産様式の様々なバージョン（多かれ少なかれパフォーマンスが良く、公平で、正統な）を区別することの可能性を提供した。この意味で、レギュレーション派の目標は、再生産の完成した形態からではなく、（拡大されるべきもしくは維持されるべき）再生産の失敗からの、再生産なのである。この潮流によって引き受けられなかった困難は、マルクス主義的構造主義とのへその緒の不可避な切

断である。なんとなれば個人的・集合的行為の中に、(社会的公正や正統性の欲求、政治的民主主義の要請などといった) 規範的配慮を統合しなければならないからである。このことは採取についての道徳的概念から資本主義を再考し(これこそマルクスが、支払われざる抽象的労働の時間への客観化のお陰で、回避しようとしたことであった)、批判的告発と批判の能力を個人に再び与えることを不可欠としていよう (Boltanski et Chiapello 1999にならう)。

c) 我々は取引費用アプローチにおけるオリジナルな伝統(ウィリアムソン、ノース)への忠実さによって束縛された、同じような独創性の問題を診断することにしよう。我々は今度は、コーディネーションの論理に直面しているのであり、というのも制度は、効率性の原理のみで、もしくは主として効率性の原理を通じて、分析されるからである⁹⁾。

ウィリアムソンにとって、全体図式は三つのレベルを持っている。すなわち当事者の個人的行為は、取引費用を最小化させる彼らの性向により選択された「ガバナンス構造」の内部で実施されるのである。異なった構造の相対的なパフォーマンスは、「制度環境」という第三のレベルにより与えられるパラメータに依存する。この環境では「ゲームの規則が定義される。所有権や契約法、規範、慣習などにおける変化が、ガバナンスの相対的費用における変化をもたらすので、通常は、そこから経済組織の再編が生じるのである」(Williamson 1996 p.223)。

ノースにとっては、説明方法は、あきらかに、ほとんど逆向きになる傾向があろう¹⁰⁾。フォーマルな制約(「規則」)やインフォーマルな制約(「規範と慣習」)といった制約全体を規定しているのが制度である。こうした制約はアクターの相互作用を構造化しており、その筆頭に登場するのが組織である。これらの制度は必ずしも効率性の原理によって導かれているわけではないが、それでも、それは不確実性——ア prioriに、かといって体系的にはないとしても、計算的で、利害を持ったエージェントの間の協力を取り巻いている——を縮減する(除去するのではないとしても)という、内在的なこうした長所を持っている。新しい選好(外生的!)にインフォーマルな制約が突き当たったとき、またフォーマルな制約が(新しい相対価格に直面した)組織の利害に突き当たったとき、制度は徐々に修正されるであろう(North 1990 第10章第2節)¹¹⁾。

取引費用理論アプローチは、またもや原因として制度を解釈するが、レギュレーション・アプローチとの違いは、ここでは、それは、あまり直接的でない因果連関メカニズムであり、ミクロ経済的行為に作用するインセンティブを経由するのである。それでもなお、国民的布置の歴史的説明に向かうモデルを構築することで、レギュレーション理論と、それより低い度合いで、ノースのプログラムは、普遍的因果連関(利害の論理)とは異なっている。こうして、偶有性の形態を導入し、アクターが特定の規則に関連づけられることができ、集合的に新しい規則を構築することができるのである。

レギュレーションアプローチの弱点は、伝統的マルクス主義との結合の再検討の拒絶にあり、取引費用理論アプローチの弱点は、かなり伝統的な方法論的个人主義の維持にある¹²⁾。それは限定合理性仮説に言及はしているが、計算の秩序に完全に留まっているのである。(ゲームの規則の選択とゲームの規則に従った選択という)二つの異なった論理水準への唯一の合理性基準の適用は、少なくとも、形成された集団のタイプについての個人的利害によって倍増される

解釈能力を、経済的エージェントに対して付与することを必要とするだろう。計算の唯一の言語のなかに、法律の役割をいかにして統合することを期待できようか。制度について語ることができる理論的言語と他の言語との間の境界線を描くために、我々はアリストテレス的な提案（「人間は政治的動物である」）に回帰するのである。

最後のこの点は、レギュレーション理論のホーリズムにも取引費用アプローチの個人主義にも妥当する。後者はコーディネーションの失敗の存在をきっぱりと認めることであろうし¹³⁾、それは、再生産の失敗について考察することから前者のオリジナリティが生じているのと同様である。しかしそれぞれは、そこから個人的行為のモデル化についてははっきりした帰結を導き出すことはなかった。実際、コーディネーションについても再生産についても、二つのオーソドクス派に対立して、制度の内生的部分がこうした二つの非主流派において多数となったとしても、コーディネーションの欠落と再生産の欠落に対する、エージェントの反省的 [réflexive] 部分は少数に留まる。

こうした二つの非主流派は、制度について考察するに際して、指導的な中心的審級が存在しないことを進んで認めている。この二つの理論は以下のような結論は導かないのである。すなわちこのような世界では、個人的エージェントは、その個人的利害を超えて、非コーディネーションの問題および非再生産の目標——彼らはこうした問題に絶えず直面することになろう——に配慮するようなことが十分ありうる、などということ。我々は、レギュレーション理論にとっても（マルクス主義とのその系列の名の下で）取引費用アプローチにとっても（功利主義への系列の名の下で）考えられそうにもない、アリストテレス的な提案を新たに見出すのである。

この段階にいたって我々は、制度の経済学理論により遵守されるべき仕様書の要請をよりよく理解する。すなわち、単に内生的な部分だけが本質的であるべきなのではなく、エージェントの反省的な部分もまた本質的でなければならないのである。エージェントたちは、コーディネーションの欠落の再発にも再生産の欠落の続行にも直面しているのである。

こうしたことが、コンヴァンション経済学の研究プログラムへと我々を導くのである。この作業仮説によれば、制度の内生的部分と反省的部分との結合が、我々が、制度の言説的部分と呼ぶものを生み出す。単純に、この制度無しに諸制度について語ることはできない。もはや唯一ののではなく最初の制度、すなわち言語がそれである。

2. 制度の分析としてのコンヴァンション経済学：問題設定

「ゲームの規則の選択」と「ゲームの規則に従った選択」という、異なった二つの論理的水準を統合するような合理性のモデルを打ち立てるための、コンヴァンション派的方法論の立場は、「理性的な raisonnable」¹⁴⁾ 行為という考えに基づいている。こうした行為は、もっぱら個人的利害の計算に依拠した行為のモデル化とは異なり、政治的次元と、社会において生活を基礎づけることができる共通善への準拠とを導入するのである。ECにより前提されている相互行為の背景においては商品や情報と同様、議論も取り交わされるのであり、ハーシュマン (Hirschman 1970) により定式化された勧告に従えば、「発言」が、「退出」と全く同様に、経

済分析に関連づけられるのである。ECにおける制度の扱いが、根本的に言語に依拠しているのはこの意味においてである¹⁵⁾。こうして経済人は発話を再び見出したのである。

再生産および／もしくはコーディネーションにおける体系的な欠落と、この新しい経済人との直面から、まず我々は一般的モデルを導き出す。つまりここでは「ゲームの規則」は、「コンヴェンション」「制度」「組織」へと差異化されるのである。次いで我々は、こうしたモデルが、いかに、明示的にであれ暗黙にであれ、三つの制度——そこから別の制度が派生してくる——を前提としているかを示そうとするであろう。すなわち言語、貨幣、法という三つの制度のすべてがともに、(制度の厳密に経済的な理論についてでさえ)「政治的なもの」に対して中心的地位を付与するのである。

2. 1. ECの三つの項を持ったモデル：制度、組織、コンヴェンション

より完全に複雑なバージョンを検討する前に、コンヴェンション派的議論をできるだけ単純に定式化することから始めよう。

2. 1. 1. 図式的提示

ECにおける「経済学的」アプローチからはじめよう。コーディネーションの失敗の体系的性格は、(他面では理性的な経済的エージェントが考慮に入れる)現状のリストの不完全性に帰させることができる。「予測されざる偶有性」の展望だけで、意思決定の公理——(主観確率とともに)期待効用の最大化の標準的基準を基礎づけている——を打ちのめすのに十分である¹⁶⁾。それでも、その非合理性がそれほど目立たない経済的エージェントは、将来についての部分的記述に基づいた契約的關係に毎日、従事している。我々の仮説は以下の通りである。理性的な経済的エージェントは探求と議論の後に、自らの関係の良好な作用に関連した集団の表象(以下ではこれを「コンヴェンション」と呼ぶことにしよう)にたどり着くことができる。「正当化された共通世界」のこうしたイメージは、契約的生活のその後の事象についての評価基準として役立つことになる。それは、場合によっては関係の続行、もしくは「発言」もしくは「退出」をもたらすであろう。

次いで、ECの「社会学的」アプローチについて取り上げよう。再生産における欠陥の体系的性格は、夥しいほどの批判に帰させることができよう。すべての段階で、また経済的、政治的、社会的生活のすべての領域に応じて、人々は批判を行っているのである。こうした批判は、「人々が援用する倫理的価値および(とりわけ)正義の価値にたどり着く」(Boltanski 2002 p.283)という大きな利点を示している。つまり人々は、一方では批判の端々に¹⁷⁾、否定的に、批判の基礎となるものの再構成によって、他方では肯定的に、正当化の試みとしての応答を通じて、これらを援用するのである。すべての民主主義社会において観察されるように、一連の批判と応答は、しばしば、かかるものとして認められる正当化へと終結するにいたる。すなわち我々の仮説は、議論におけるこうした固定点が、正義の可能な多様な形態の背後に、同一の論理構造を示す顕著な特性を有している、ということである。ボルタンスキ・テヴノ(1991)は、こうした社会的構築物を「シテ cité」と名付け、その共通の構造を示す。

ECの初期の争点は、「経済学的」アプローチと「社会学的」アプローチとが収斂するということであり、われわれは「コンヴァンション」と「シテ」とが、同一のフォーマット（形式）ではないとしても、根本的に同一の性格の事物であると考え¹⁸⁾。というのも、コ・ー・デ・ィ・ネ・ー・シ・ョ・ンの問・題・設・定と再・生・産のそ・れ・とは、お・互・い・に・入・り・組・み・合・っ・て・い・る・か・ら・で・あ・る（これらの問題設定は最も卑近な経験的現実においても入り組み合っているように）。結局、経済学者のアプローチと社会学者のそれとを交差させることで、コーディネーションについて我々が確認したことは、一般的に、行為についての判断のコーディネーションなしに行為のコーディネーションは存在しないということであり、また再生産について我々が確認したことは、一般的に、不平等の再生産の批判なしに不平等の再生産は存在しないのではないかとということである。こうした判断と批判との間の相互作用の安定した産物（それが存在する場合）を、我々は「正当化」と呼ぶ。というのも、ボルタンスキ・テヴノにならって、我々は、「正当化」という通常の意味が、なるほど多様な度合いではあるが、効率性の考慮（コーディネーション）と公平性のそれ（再生産）とを効果的に混合させている、と考えるからである¹⁹⁾。

この急ぎ足での説明を閉じるに当たり、単に教育的でありたいがために、二つ教訓を指摘しておこう。つまり最初の教訓は、言語の代替不可能な役割の確認である。批判は明らかに言語を前提としているが、より正確に述べなければならない。つまり集団の代表という名のもとの批判は、いわば「志向的」言語を前提し、これは単なる計算能力とは別の認知的能力を動員するのである（Favreau 2003a）。ECは自分の同類に話しかける経済人についてしか語らない。第二の教訓は、「ゲームの規則」としての制度についての我々の定義を新たに種別化することである。フォーマルな規則とインフォーマルなそれとの間にノースが行った古典的な区別がここでは裏返しされる。つまりす・べ・ての規・則は、その適用・解釈・修正のためには、こうした集合的事物²⁰⁾——「コンヴァンション」もしくは「シテ」（もし公的な正当化の制約が最大であるならば）、つまり早い話が、「正当化された共通世界」——を必要とするのである。

それでもなお「制度」は、ゲームの（フォーマルな、またインフォーマルな）規則の全体であり続ける。しかし規則の適用・解釈・修正を可能とする、こうした集合的事物、つまり「コンヴァンション」の発見が、我々に対して、いわゆるゲームの規則についての我々の見方を修正するように導くのである。すなわち規則の性格は、今後、こうした「正当化」の要求——コーディネーションおよび／あるいは再生産のコンフリクトの不可避的、反復的問題から生じる——に照らして検討されるように変化するのである。制度が構成しているゲームの規則全体は、正当化の資源の既存の²¹⁾、客観化可能な²²⁾全体として見直されなければならない。経済的エージェントもしくは人々は、自らのコーディネーション問題もしくは再生産のコンフリクトのために、こうした資源全体を使用できるのである²³⁾。

これらの資源は活動している（単に強力なだけではない）人間集団、すなわち「組織」の中で活性化される。つまり組織は、制度的な規則を使用しているだけでなく、新たな規則を産出しているのである。こうした規則はこれらの組織自身のものであり²⁴⁾、抵抗的にもなり得るのである（制度的規則の正当化の信頼の恩恵を受けることなく）。規則のこうした使用および産出は、当初の制度環境に対してどのような効果を及ぼしているのであろうか。それは、再生

可能なもしくは衰退した、あるいは変容した、枯渇資源なのであろうか。とりわけ企業は、その性格からして、結合生産を有しているであろう。すなわち一方では、企業が捉えたであろう貨幣的資源の純益を通じた市場価値があり、他方では、企業が創出した、もしくは破壊したであろう正当化の資源の純益を通じた象徴的価値がある。唯一確かなことは、組織がその中で作用している制度環境は、個別の組織にとっては短期では外生的であるように思われるのに、それは長期では、集合的に考えられた組織にとっては、真の内生変数となるだろう、ということである。資本主義的システムにおいて、これらの組織の最も重要なものは企業である。というのも企業は新製品と新しい規則を製造し続け、なによりもまず価値（「価値」の二重の意味、すなわち貨幣的、倫理的という意味を持った）を産出し、破壊するからである。

「制度」「組織」および「コンヴェンション」についてのコンヴェンション派のアプローチのこうした単純な特徴付けを得て、我々はいったん引き返し、こうした特徴付けの中心、すなわち正当化の文法について、より明示的に示すことができるであろう。

2. 1. 2. 制度と正当化の文法

我々は、ボルタンスキ・テヴノの研究——そこには制度の概念はほとんど存在していないのだが——に多くを基づいた、制度についてのコンヴェンション派のアプローチの外見上の逆説を解消できたと期待している²⁵⁾。逆に、彼らの研究ではコンヴェンションや、むしろ「シテ」がもつばら問題となっていたのであり、これらは結局、成功したような、つまり公共的討議の要請の試験を乗り越えるのに成功したようなコンヴェンションでしかないのである。こうしたコンヴェンションなしには、制度の美名を受ける「ゲームの規則」は存在し得ない。そして「制度」となったこのようなゲームの規則なしには、コーディネーション問題そして／もしくは再生産のコンフリクトについての、合意によるすべての解決策は、正当化の過程から切り離し得ないであろう。こうした正当化が理性的に制度を基礎づけることができるのである（さもなければ海から出てきたカニのように衰微する）。制度はまた生産活動を担う組織にとっても枯渇し、不毛ともなろう。生産活動はそれ自身の困難を追加するのである。したがってポパー Popper の三つの世界と関連づけて、我々が上で（原注22）区別しておいた三つの意味分類をめぐる、活動と反作用、相互作用の複雑なゲームが、制度についても予想されるのである。つまりこうした読解のカギによって、我々は、ボルタンスキ・テヴノにより解明された正当化の文法に立ち帰ることになろう。

①世界3に特有な疑問（コーディネーションと再生産）について、ボルタンスキ・テヴノは、より一貫した（より豊富な）方法論的個人主義を実践し（それは経済学ではあまりなじみがない）、日常生活状況の中で人々により展開される批判と正当化をまじめに捉えようとする彼らの絶えざる意思によって、世界2をある意味で活性化させるのである。さらに、いわゆる「経験的」研究へと強く制約されたこうした方法論²⁶⁾——それはおそらく存在論的でもあるのだが——は、正当化の試験に際して動員される正義の規則についての参加者の内的視点に関心を向けるように促すのである。理論家は、一般的説明原理を動員することを断念しなければならない。こうした説明原理は、抽象的な個人的利害や構造的因果連関のように、これらの規則にとつ

て全く外在的なのである。なるほど、経済分析が伝統的に区別している「諸力」の中で、利潤動機や効率性の動機が、それぞれ「市場的」および「工業的」な価値（偉大さ）の中に見出されはする。また社会学が特権化している諸力の中では、一般的意思や名誉の追求が、それぞれ「市民社会的」および「名声」の価値において見出されるのである。しかし、すべての価値が経済的もしくは社会的な生活によって動員され得るという事実を超えて、正当化様式の複数性そのものが、意思決定の背景へと密接に調整された個人的合理性の実施様式の可能性——一般的モデルによっては理解しがたい——を開くのである。

②しかしながらコーディネーション問題・再生産のコンフリクトにとっての、世界2のこうした再評価は、純粹に表象もしくは精神の観点から解釈されてはならない。このことが支配的な経済理論の方法論的個人主義との第二の断絶をなすことになる。つまり世界1は、経済的エージェントの欲望と計算に付されるインプットとアウトプットとの単なる供給源であるのではなく、その理論的威厳を再び見出すであろう²⁷⁾。正当化の試験において、議論にすべての重要性を与えるのではなく、ボルタンスキ・テヴノは、「事物」と装置（規則と認知的人工物、物質的装備を接合する）²⁸⁾の役割を強調する。こうした事物や装置の配置が正義の秩序への準拠を体现しているのである。こうした布置において、価値（偉大さ）の精緻化が、不確実性を自然な形態へと制限し、他者の行為への投機（鏡像反射）を停止させることを可能とする。それは、事物がたった一つの「世界」²⁹⁾に帰属しているために、この事物は操作に抵抗するからである。しかしながら価値の付与は、別の正義原理（別の形態の一般的コーディネーション）を参照する可能性によって、絶えず脅かされている。人もしくは事物の価値の状態（すなわち品質）に関わる自然な不確実性の他に、著者たちは、正義の試験を終結させるために採用されるべき価値の（品質の）³⁰⁾秩序に関わる決定的な不確実性を区別する。正義の秩序の複数性が採用されているのである。この不確実性の二重の原理が、価値ないし品質の付与をめぐる開かれた論争を維持することができるのである³¹⁾。

③しかし世界1および2によるこうした迂回が、重要なのは世界3に関する問題の解決である、ということをお忘れさせてはならない。つまり繰り返して言うが、経験は、コンセンサスに至る批判と応答の連続を示しているとしても、このことは力関係の忘却を意味するのではなく、まずその転移の受容、次いでその議論による解決を示しているのである。そこには、共通の意味作用——世界3に特徴的で、方法論的個人主義の第三の変異を担う——の精緻化が存在する。ここから、過程を強調するか、それとも結果を強調するかで異なる、二つの帰結を導くことができる。

まず正当化の精緻化の過程を検討しよう（その終結に至る場合でも、それはけっして既得事項とはならない）。この過程は、その観察水準に応じて異なる分析枠組みに固有な緊張をはらんでいる。

〈最初の観察水準〉まず観察は、正当化の試験、もしくは場合によってはその再開、さらには別のタイプの試験の実施に際しての、人々の間での相互行為に関わる。こうして、この観察は「熱い」相互行為の社会学をもたらす。これは個人的・集会的な行為の様々なレジームの間での結合を考慮することを可能にする³²⁾。制度の理論から見たその長所は、我々は、一つを除

いて、その形式的なすべての特徴（エージェントたちはゲームの規則について合意している）を有する何らかのものの誕生を目の当たりにすることである。すなわちそれは、時間的一貫性を欠いているのである（明日に、試験が再開されないことを何ごとも保証してくれない）。ここから、その当初の立場から分析枠組みを少し移動させることの利点が生じる。

〈第二の観察水準〉あるいはまた、データの収集は、コーディネーションおよび評価の装置の「冷たい」検討に関わる。我々はこれについては、以前に、次のことを確認した。すなわちこうした装置は正当化の試験の性格をきわめて強く構成しており、そこから我々は、こうした装置は将来にわたって、同様の効率性を示すことができるだろうと推測するのである。この場合、我々は、こうした装置——人々にとって、外在的であり、正義の秩序をプログラミングしている——の誕生や進化に関心を向けているのではなく、むしろ、安定した、客観化可能な資源の永続性およびストックの要素（規則、事物、物質的装備）としての、その構造に関心を向けるのである。その時々試験を適切に正当に通過したいと望むエージェントは、こうした要素に依拠することができる³³⁾。制度の理論から見たその長所は、安定した形で、その本質的成分を我々が有していることである。しかし状況におかれた相互行為の具体的背景において制度を動かし、活性化させているものを犠牲にすることになる。

読者は理解したことであろう。つまり我々は、この第二の要素全体に「制度」というタームを付与することを選んだのであり、最初の要素全体に「コンヴェンション」のタームを関連づけるのである³⁴⁾。すなわち「コンヴェンション」は「制度」に命を吹き込み、「制度」は「コンヴェンション」に形を与え、「組織」はそれぞれを生み出すのである³⁵⁾。

今や我々は、正当化過程そのものの帰結へと目を向けよう。実証的法則による行為のモデル化から、判断の規範的原則に準拠して人々の行為を説明しようとする試みに移行するやいなや、社会科学が地位を変えることは明らかである。ボルタンスキ・テヴノにとって、構造的社会学に固有な「規範—秩序」³⁶⁾という対と、新古典派パラダイムに固有な「合理性—均衡」という対とは、解決策の提案およびそのイデオロギイ的議論の水準では、強く対立的なままであるとしても、彼らが自然科学に倣って演繹法的説明図式を検討しようとするときに、これらは特定の抽象レベルで、再び見出されるのである。しかしながら産湯と一緒に赤子を流すようなことはやめよう。「コーディネーション」における判断の役割を強調したとしても、また相互解釈や期待、共通の参照基準の役割に関心を向けたとしても、われわれは、考えられるほどには、厳密にマクロ経済的もしくはマクロ社会的分析能力を喪失するわけではない。いずれにしても我々は、首尾一貫した集合的事物に至るのである（たとえそれが、経済学者にとってなじみのない世界3の一貫性であるとしても）。正義の原理は、個人的特異性と共同体的特殊性を超越したきわめて一般的な妥当性を持っており³⁷⁾、しかも社会集団や社会階層という概念に依拠しない³⁸⁾。すなわちボルタンスキ・テヴノを再読するために我々が強調した世界2および3の関与は、ボルタンスキ・シアペロ Boltanski et Chiapelloの我々の読解から我々が引き出すであろうことを待つまでもなく、マクロ経済的均衡もしくはマクロ社会的秩序という概念の修正をもたらすに違いない。金銭的価値を象徴的価値と重複させることで、こうした修正がなされるであろうし、またこの目的のために、「反省的均衡」に関するロールズの観念（Rawls 1987 p.47）

を一般化させることによっても、これがなされ得るのである。ロールズの観念の豊富さは、リクール (Ricoeur 1990 pp.275,292,335-6) によっても強調されていたし、またコンヴァンション派のプログラムにとってのその長所は、サレ (Salais 1998 p.285) によっても指摘されていた。つまり世界2および3について言えば、制度的規則および世界の理論的表象と、「慎重な確信」との相互作用が、反復的な布置をもたらすのである。

2. 2. コンヴァンション経済学の三つの基盤的制度：言語、貨幣、法

上で簡潔に提示してきたコンヴァンション派の分析図式の特徴は、方法論的個人主義の伝統を考慮に入れることである——ただし合理的な経済的エージェントを最小限の資源の制度的環境へと置くという条件において。すべての理論モデルが一連の外生変数を前提にしていることを思い起こしておくのは、単に不可欠であるのみならず、自明である。ここでは、外生変数の選択が、直接にモデル化の技術に影響する。つまり一方では、制度環境を構成するために採用される制度の性格が最初から、個人的合理性の内容に重大な効果を持つ。他方で、合理的な行為は、制度環境から資源を引き出すことになり、それによって、意図的であろうとなかろうと、この環境を変容させることに貢献し、短期におけるその外生的変数が、長期には内生的となる。しかし、モデル化の技術を超えて、三つの制度の列挙を通じて説明を始めることのできる、根本的な要素が存在する。それは、ECの研究プログラムの最小限の制度的装備をなす。すなわち言語、貨幣、法がそれである。

ECにとって、言語なしに個人的合理性は存在せず、貨幣なしに市場経済は存在せず、法なしに多元的社会は存在しない。これらの要請のそれぞれについて我々はコメントすることにしよう。そのうちのいくつかはすでに言及されているが、しかしこれらのすべてが、とりわけてコンヴァンション派的な同一の基本的理由付けを説明している。次いで我々は、全体として、これらが政治的なことに中心的な地位を与えることを示そうと思う。すなわち、最小限の制度的装備を提供する制度の選択は、コンヴァンション派の研究蓄積の偶然性に負っているのではないのである。一方で、経済的エージェントの(相互)行為の空間は、最初から政治的である。それは確かに、コーディネーションと再生産との理論的言語の再埋め込みの最初の成果である。他方で、制度に関しては、つまり共通世界の可能性を構成しているゲームの規則に関しては、その論理的階層に応じて、具体的規則を区別しなければならない。つまり例えば賃労働の法律的關係の改革は、賃労働の法律の存在(それ自身、法体系の存在に従属した論理タイプに服する)に従属した論理タイプに属する。次に我々は、最も根本的な水準(ここから基盤的制度というタームが生じる)に身を置くことになるが、それは、より根本的とされる説明を提供しようとすることによってではなく、その適用対象と分析手法との整合性を証明しようとするによってである。

2. 2. 1. 言語なしに個人的合理性は存在しない

この要請はすでに、上で何度も言及されてきた。言語無しには、我々は明らかに、批判も正当化も話すことができなかつたであろう。ここで検討するのは、制度としての言語と、EC内

部での経済人の理論化との整合化なのである。

このためには、我々は、H. アレント Arendtの政治哲学³⁹⁾のいくつかのキー概念を援用することで、ECの基本的理由付けの凝集したバージョンに訴えることにしよう。つまりその人間性の一般的特徴としての人間の「複数性」である。また「政治的なこと」の一般的な特徴としての「共通世界」の誕生（こうした複数性にもかかわらず、またそれを通じた）であり、さらに「歴史における人間の制度」の一般的特徴としての政治的活動の活性化である（Tassin 1999 p.11）。ECの三つの項目を持ったモデルにおいて、コンヴェンションとは共通世界の社会的表象である⁴⁰⁾のに対して、制度は、共通世界の反復的精緻化を構成し、促進する、規則と事物の観察可能な装置である。ECの膨大な検討は、「複数性」から「共通世界」への移行を実現させることになる行為と手続きについてのものであって、それはダイナミックであり、論理的でもあり歴史的でもある回答を要求する検討なのである。

言語とはいかなるものか。その制度的存在は、共通世界の登場にとって論理的に必要な条件である。理由は単純である。すなわち合理的個人は、彼を関与させる集合的実体——その特徴（例えばネットワークの閉鎖性の度合い、もしくはその成員間での協力の度合い）は彼にとって効率の要素である——を格付けすることができなければならない。形式的には以下のことを示すことができる。つまり経済人について単なる計算能力を超えた認知的能力が想定されてはいるが、とりわけ解釈能力が、彼になければならないのである。解釈能力は、（もはや単に「外延的」ではなく、「志向的」でもある）言語へのアクセスと対をなしている。つまり結局、集合的実体は通常の経験的事物ではないのである。当該の集合に帰属している個人を単に列挙することで満足することはできず、この集合についての構造を定義しなければならない⁴¹⁾。計算的合理性を満足させる外延性の原理は、こうした課題にはもはや不十分である。ECの方法論的個人主義は解釈的合理性を要求し、「合理的選択」の標準的経済学（ないし社会学）の方法論的個人主義はこれを排除しているのである⁴²⁾。

我々が導いた理由付けは、言語制度とECにおける個人的合理性との論理的結合にしか関わらない。D. ルイス（1969）は、人々による言語の採用の論理的（確かに非歴史的）モデルを、コンヴェンションの観点から提案した。ECのプログラムが、ルイスのプロジェクトとも、またゲーム理論に依拠した後の戦略的アプローチのプログラムとも、いかに混同されるべきではないかを読者に想起させるためには、ルイスのモデルが（すべて等しく受け入れ可能な）複数の言語の間での一つの言語の選択に関わっていたことを述べるだけで十分であろう（Batifoulier 2001）。

2. 2. 2. 貨幣なしには市場社会は存在しない

第二の要請は、アグリエッタ・オルレアン（Aglietta et Orlean 1982, 2002）の偉大なる著作の貢献である。したがってそれは、ECの研究プログラムよりも以前であり（その第一版）、後でもあった（その第二版）。我々のテーゼは以下のものである。すなわちアグリエッタとオルレアンは、「複数性」からの「共通世界」の誕生というコンヴェンション派的モデルの本質的構成要素（ダイナミズムさえも）を予測していたのであり、二つの版の間で起こった顕著な変化

(中心的議論の修正無しに、ほとんど全面的書き換え)は、我々にしてみれば、彼らの理論のECプログラムへの接近を確認させるのである。

アグリエッタとオルレアンの出発点は、明らかに、二つの水準での複数性である。すなわちエージェントの異質性と、財の内生性である。この第二の水準は、それでもなお最初の水準と同様に決定的である。つまり経済分析は、「分類 nomenclature 仮説」(Cartelier et Benetti)——オーソドックスな経済学が想定し、ホモ・エコノミクスを非社会的計算人とする——とは逆に、交換に提示される財の構成の契機を、その特徴および質によって統合しなければならない。次の段階は、ジラルール Girard的な模倣メカニズムの観点から、他者に対する各人の依存を示している。市場的切断により不可避となる模倣的な暴走過程の最終的帰結が、一つの市場的物の交換からの排除、それに引き続く、貨幣——新たな共通世界の支えであり象徴である——としてのその擁立なのである。

こうした「制度の優越性」(2002 pp.15-18)⁴³⁾の理論は、ジラルール的な模倣仮説にもかわらず、これまで著者たちに独自なものとして提示され続けており、制度に関するコンヴァンション派的プログラムの我々の観念に完全に関わってくる⁴⁴⁾。こうしてECの中心的テーゼが再確認される。すなわち「第三者」(ここでは、完全に社会的で、単に間主観的なだけではない事物)への依拠なしに個人的行為の間でのコーディネーションは存在しないのである。事物というタームは、いくぶん誤解を与えるかもしれない。というのもそれは言語の場合のように、使用の規則全体だからである。もっとも貨幣については、我々は物質的事物に直面しているのだが、言語についてはあてはまらないであろう。

逆説的ではあるが、模倣的メカニズムはコンヴァンション派的展望の中に含めることはできない。アグリエッタとオルレアンは、彼らの貨幣の排除・擁立モデルは、歴史的再構成ではなくて、貨幣の起源に関する論理的再構成であると述べることに、大きな配慮を払っている。この観点からは、本質的なことは暴力から信頼へと至る過程にある。我々は本稿の第三節において、これを、ボルタンスキとシアペロ(1999 p.409)における「力の試験」から「偉大さの試験」へと至る連続帯と比較することにしよう⁴⁵⁾。要するに、アグリエッタとオルレアンは、貨幣から、つまり「制度」から出発することで、市場的シテの理論を精緻化した⁴⁶⁾のに対し、ボルタンスキとテヴノは正当化によって、つまり「コンヴァンション」の側からこれを(その他のシテの中の一つとして)精緻化したのである。こうしてアグリエッタとオルレアンは、経済学者たちに対して以下のことを想起させている。(標準的合理性がこれに還元される)計算でさえも、信頼を通じて平穏な社会秩序に関与するし、また、旧来の計画経済から市場経済への移行により示される歴史的な環境においても、最もありふれた経済取引でさえ前提している暴力の水路付けの要素を、経済理論がその内生変数のリストの先頭に置かないならば、この理論は誤った評価を下すことになるのである。

我々がそれについて語ろうとして選択してきた最初の二つの制度の間の論理的結合をいっそう緊密にさせるために、われわれは、アグリエッタとオルレアンのこうした考察を使うことにしよう。すなわち「計算単位は貨幣の主権の最も抽象的な表明を示している。それは、商品のすべての所有者にとっての共通言語、すなわち数の言語を定義しているのである」(2002 p.107)。

情報交換において相互理解の共通世界を構築するために必要な言葉の言語に、商品の交換において同一の共通世界を補完するために必要な、数の言語が加わることになる。

こうした構築物を完成させるためには、もはや欠けているのは、交換において不可欠な規則の言語だけである——行為規範の対立というものは、経済学者によってきわめて長い間無視されていたのであるが。我々は法律について語ることにしよう。

2. 2. 3. 法なしには多元的社会は存在しない

貨幣の制度によって、我々は、「多元性」から「共通世界」への転移のコンヴェンション派のメカニズムに立ち返った。この共通世界をボルタンスキ・テヴノの「シテ」の一つと関連づけることが有益だったのである。今や我々は、複雑な人間世界に身を置くことにしよう。ここでは、シテの多元性もしくは、こう言ってよければ、正当化の論理の多元性が共存しているのである。したがって、それは、ECにとって根本的な制度（別のすべての制度はここから派生している）の論理的、またおそらく歴史的な契機を支えている議論の第三の、そして最終的な段階である。我々が示そうとするのは、言語が、人間の多元性から論理的に導き出されるように、貨幣が商品の多元性から論理的に導き出されるとすれば、法律は、おそらく、正当化の多元性から導き出される、ということである。推論は四点を含み、それは、法律の性格へと収斂する多くの説明を生み出すであろう。

①正当化の多元性から、妥協というものが不可避に導き出される。つまり紛争を中断させるための合意とは、その内在的な性格として、正義の実質的観念のいずれか一つを動員できるということではないのである。もしそうすることができたとすれば、それはもはや妥協ではなく正当化である。実質性の無力さは、非実質性、換言すれば手続きによってしか相殺することができない。したがって特定タイプの規則が合意の内容を形成することになる。我々は、こうした規則の分類のために、ボルタンスキ・テヴノに立ち帰ることにしよう（1991 第9章）⁴⁷⁾。法律は、規則についてのこうした読解の延長線上で考えられると、はっきりする。これまで法律については、いずれにしても「私的な」合意しか問題となっていなかった。しかしこうした状況は、それが解決するのと同じくらいの補足的な困難を生み出す。すなわち経済および社会生活における交換に応じた「規則」の増殖と多角化が、これらの規則（その起源においても、その重要性においても異なる）すべての間での対立の問題を提起することになる。ここから規則の言語の絶対的必要性、より正確に言えば、次のような議論の技術の絶対的必要性が生じることになる。つまりこうした技術は、規則のコンフリクトを裁定することができるような、もしくはより一般的に、潜在的に無限の数の規則や規範、価値など——人間が、暴力に訴えることなく、自らの行為を他者に対して科そうとするさいの表明のすべて——の間での合成から生じる軋轢を管理することができるのである⁴⁸⁾。こうした技術が法律である。

法律の弁別の特徴が、即座に際だっている。すなわちその効率性は逆説的にも、ラトゥール Latour が、その「皮相性」と名付けるものに由来している。すなわち「法律がすべてを管轄し、すべての人とすべての行為を関連づけることができ、連続的な軌跡を辿ってささいな事例に憲法を接続させることができるとすれば、それは法律があらゆる状況において、これらの本質の

微小な部分しか採取しないからである」(2002 p.284)。

②正当化の複数性からよりも、むしろこうした複数性が我々をそれに対して注意深くさせている現象から出発することにしよう。すなわち「通常の規則の豊富さ」(2002 p.289)がそれである⁴⁹⁾。法律は、すでに規則で密集している、ないし過密になっている世界でしか意味を持たない。しかしこのことは我々になお、それがどんな意味を持っているかを語ってくれない。法律という規則は、相対立する規則の間で裁量することができなければならず、定義からして、とりわけ非法律的な規則に優越しなければならない。こうした弁別的記号によって規則を識別することになろう。「皮相性」に追加されることになるのが新たな弁別の特徴、すなわち「再帰性 [réflexivité]」である。つまり法律の規則は、自らが法律の規則であることを自分で言わなければならない(あるいは言うことができなければならない)。この特徴は、(Latour 2002 p.273によって指摘された)科学に対する法律の種別性を説明している。法律には度合いが存在しない。つまりテキストは法律の規則を表明しているのか、それとも、表明されることは法律の規則ではないのか、である。逆に、科学的な言明は、科学性の複数の度合いをたどることができる。いかにして法律の規則は、この「全か、無か」から成功裏に脱出できるのであろうか。ラトゥールにとっては、「それがいかに微小であっても、特別なケースにおいて、特定の形態の全体性を動員できるときに、法律が存在するように思われる。(中略)法律について語ることで、我々は常に法律すべてについて語っているのである」(2002 pp.275, 277)⁵⁰⁾。Hart (1976)は、見たところかなり隔たった回答を提供している。すなわち、彼にとって法律の規則(一次的)は、この規則が、これを修正することを可能とさせる規則(「第二次的」と呼ぶことになろう)に、その傘として伴われていることによって識別される。こうした二つの回答は矛盾していないことを示すに留めておこう(たとえ、全体性としての法律が自分自身へと閉じられてはおらず、また法律が予め、それ自身の変化の可能性を統合しているのが真実であるとしても)。ところで、この点で我々は、制度としての法律に関する我々のアプローチを結論づけることにしよう。その前にまず、我々は、最もささいに見える法律の弁別の特徴に立ち帰らなければならない。すなわちその言語的性格である。

③結局、法律の「言説性」の最初の証拠をとらえることが最も有益なのが、この段階なのである。たとえ法律が手続きであるとしても、それは議論の手続きである。法律の「皮相性」と「再帰性」とを区別した後で、われわれは、こうした議論的な、したがって言語的な手続きの川上と川下とを繋いでいるものをよりよく理解することができる。

上流では、議論は本質的に、言明の、その表明者への割り当てまたは関連づけの形態をとっている(Latour 2002 pp.294-5)。ローベ(Robé 1999 p.21)が指摘しているように「いくぶん単純化すれば、私法的世界——人々が、自らの行為を組織化するために彼らの自由にしうる——は、二つの大きなカテゴリに分割される。すなわち法の主体と対象である。すべては法の主体であるか、それとも対象である。法の主体は法律の対象に対する権利を有している」。裁判所に提訴されたコンフリクトの場合、主体によって、また主体の間で、および／もしくは対象について表明され、もしくはなされるすべてのことは、その発話者に帰せられる書かれた言明の中に、連鎖の断絶なくその翻訳を見出さなければならない⁵¹⁾。あらゆる断絶は、全体性として

の法律の統合性を危機に陥れる。「再帰性」はホーリズムを前提し、ホーリズムは、言明のトレーサビリティを課する。

川上と川下の間で、まさに議論の契機が存在している。すなわち、判決はその議論から切り離すことはできない。それはまさに、法律の受容可能性の支柱である。援用される理由の質が訴訟で得られる解決策の正統性において役割を演じているとしても、この役割は、理由が常に判決により提供されなければならない、という事実の重要性とは比較にならない (Danblon 2002 p.209)。再生産の特定の社会学者たち——彼らにとって、理由は、支配集団の利害を反映した判決をもっともらしくさせるのに役立つ——に倣って、これらのすべてのことは素朴であると言えるであろうか。予め決められている判決を支えとして法的推論を発明することは容易である、と考えることの方が、いっそう大きな素朴さを示していることになる。

川下では、議論が判断、つまり法律の判決をもたらす。「正当化された」正統な判断——批判と応答との連続の常に偶有的な成果である——をこれと比較することが興味深い。テヴノ (1992b) にとっては、法律の判断のエコノミーは、(法律の) 規則に基づいて終結することができるかどうかによって由来する。まず訴訟は終結されなければならない。このことが非司法的争いに対する最初の相違である。次いで、訴訟は規則の厳密に限定された全体に基づかなければならない (これこそその「皮相性」である)。被告は、こうした規則についての解釈もしくは創造性の個人的努力を求められることはない。ここに正統な判断との第二の相違がある。正統な判断は、きわめて多様な性格の行為や規則を通約可能にさせる正当化に基づくことができるのである。アクターは評価枠組みの複数性を動員する可能性さえ有している。こうしたフレキシビリティの対価は、「公正」の再交渉と、正義の試験の更新の永続的なリスクであり、その終結はけっして決定的ではない。逆に、法律による訴訟の強制的終結は、実質的に定義された正義の(再)確立ではなく、(各人に対して一つの場所をもった、社会的結合を(再)構築する)手続きによる個人間のコンフリクトの解消である⁵²⁾。

おそらく法律のこうした最初の三つの弁別の特徴から、自己充足性とまでは言わないまでも、きわめて強い自律性の印象が生じる。第四の特徴は、その限界を示すことになる。いずれにしても、ECにとって経済人は、白と黒でしか描かれない世界の中を、規則を頼りに進むことができる存在である (この世界が根本的に不確定だと言いながら)。すなわち確率の消失は、可能性の増加によって、それ以上に埋め合わされる。構成的規則の編み目を通じて、精彩にとんだ社会的空間を知覚しなければならない。制度がその整合的なまとめを提供するのである。

④法律は自らに閉じたシステムをなしてはいない。この「不完全性」は、複数の領域で観察される。

まず、機械とは異なり、——おそらくこの理由そのもののために——人間にとっては、純粋な手続きは存在しない。自然な性向により、規範性の指標、価値判断のための手がかりが見出されうるような規則は存在しない。

次いで裁判所はハードケースに直面し得る。そこでは、法律のいかなる規則も、法律の規則のコンフリクトを裁断するために課せられないのである。ドゥオーキン (Dworkin 1985) が示すように、こうした場合、裁判官の行為のより詳細な分析は、ほとんど倫理的でさえある「原

則」への依拠を明らかにしている。これは、別のタイプの法律の規則としては全く分析され得ないのである。こうした理由だけでしかないとしても、法律は規則の体系には還元できないであろう。

結局、法律のこうした不完全性は、その創造性とペアをなしている。我々はすでに、法律の対象と主体の存在について論じた。つまりローベ（1992 p.22）が強調するように、これらの対象および主体の格付けは、法律システムにとって外在的な決定から生じるのではない。それは、対象もしくは主体の「自然な」特徴によって結合されているのではない。法律のこうした創造性の側面は、「共通世界」もしくは「集団」という（ECのプログラムにおいて中心的な）概念ととりわけ重要な関係を持つことであろう。すなわち我々は、自然人ならざる主体——その筆頭に、会社（会社契約から生じる）が登場する——に対して、法律が法的人格を付与することができる、その能力について語りたいのである。したがって抽象的な実体、すなわち集団はたんに具体的な個人に倣ってだけでなく、それをモデルにして処理されることになる⁵³⁾。それは、「自然 [物理的 *phisiques*]」人から区別される「法 [倫理的 *morales*]」人という、その名称の意図せざる皮肉を伴っているのである [訳注:原注63も参照]。ECは、こうした法律の創造能力（すぐに我々は、まさにその政治的な効果について語ることになる）を、現代経済に対する自らのアプローチの中心に据えることになる。現代経済は、市場や契約、もしくは取引によってよりも、むしろ企業=会社によって考えられなければならない。このことが、主流派もしくは新制度学派に対してECを強く特徴づけているのである。

法律が自分だけに閉じられてはおらず、様々な領域にそれが属することは、我々に対して以下の結論を導かせる。すなわち法律にとって外在的であるかのような「社会体」に対して適用される「規則の体系」として法律を分析することによっては、方法論上の重大な誤解を犯すことになるであろう（Latour 2002 pp.279-283により正しくも告発されているように）。法律は、ある特定の視角から、つまり規則の視角から社会的なことを製造する一つの様式なのであり⁵⁴⁾、社会的なことの全体性を考察する方法なのである⁵⁵⁾。同様に、我々の別の二つの基盤的の制度である言語と貨幣もまたそれぞれ、言葉と商品という視角から社会的なことを製造する、二つの別の様式なのである⁵⁶⁾。

これらの三つの制度が、「社会的なこと」と呼ぶのがふさわしいものの基盤（マトリクス）を構成している。今や我々は、「政治的なこと」の問題を導入することができよう。というのも、国民国家の古典的な姿がこれらの三つの制度の合成により定義されているのだが、こうした準拠は問題を解決しないのである。すなわち、社会的なことを製造するこれらの三つの様式は、いかにして、共同作品を作り上げることができるのであろうか——しかも合成の中心的審級は存在しないにもかかわらず——。我々は、ある逆説の更新を通じて、こうした疑問に取りかかることにしよう。この逆説は、リケール（1995）によるボルタンスキとテヴノの読解に負っているものであり、またECはこの逆説に対して多様な解決策を模索しているのである。

2. 2. 4, 新たな政治的逆説

ポール・リケール（1995a）は、シテの言語によって、とりわけ市民的シテによって、政治

的なことについて正確に取り組むことができるかどうかを検討している。彼の回答は微妙であり、彼はそれを、政治的なことの二つの伝統的逆説によって説明している。なおこの二つの逆説には、第三のバージョン、つまり多元主義が加わることになろう。最初の逆説は政治的なことの、理性的で良識ある、言説的な次元と、その非合理的な次元との矛盾にある。この非合理的次元は、意志決定機能と結合した残余的な暴力もしくは正統な暴力（公権力がそれを独占している）と関連しているのである（ウェーバー）。ここでは民主主義体制の課題は、効果的な対抗権力の設置なのである。別の逆説は、支配の垂直的次元（ウェーバー）と共生への欲求という水平的次元（アレント）との矛盾である。したがって民主主義体制の課題は、これらの二つの次元を接合し、水平的次元を優位に立たせることにある。

リクルールにとっては、シテのモデル（すなわち正当化の多元性）は、政治的なことの逆説の通常の状態によっては枠組み付けられないような新たな疑問を生じさせる。このモデルにより導入される「市民的シテ」の観念は、政治的逆説についての考察を刷新させるのである。結局、政治権力は、社会的善の分配とは別の問題を提起する。なるほど、権力は配分されるが、しかし争点は、分配手続きを超えている。つまり争点は市民的結合の確立にあり、この結合は論理的に、分配についてのあらゆる観念に先んじているのである。その包摂的な特徴のために、市民的シテは別のもと同様の一つのシテなのではない。同時に、市民的シテはその他のシテの中の一つなのである。リクルールは、こうした異常さを深刻に受け止めることを選び、第三の政治的な逆説を表明する。つまりその包摂的次元と被包摂的次元との間の矛盾である。今度は、現代民主主義体制の課題は、もはやそれほど明確ではない。つまり政治的なことは、もはやどこに位置づけられるべきかを知らず、自らが包摂的であるのか、それとも被包摂的であるのかもわからないのである。主権は、主要な政治的問題をもはや構成しなくなりつつある。国民国家は、下からと同時に（地域アイデンティティの発展を見よ）、上からも（超国家的審級、もしくは多国籍企業の発展を見よ）乗り越えられてしまっているのではないだろうか。

したがってリクルールは、政治的なことは、「良識的であると同時に不見識であるという事実、支配と同時に共生への欲求でもある、という単純な事実還元されるのではなく、さらに政治的なことは、他の領域の中の一つの領域であると同時に、包摂的領域でもあるという事実、その他の正当化の中の一つの正当化のレジームであると同時に、すべての妥協の地平——国民国家のレベルでは、暴力と言説との間の境界線で、公共的平和を保証する——でもあるという事実にある」と結論する（1995a p.83）。

こうした逆説から逃れることはできるのであろうか。4つの道筋が探求されてきたし、現在も探求されている⁵⁷⁾。

テヴノ（1995 p.67）は、「フランス国家のコミットメントを市民的秩序へと縮減する」ことができるとは考えない。例えば、「黄金の30年」の計画主義的国家は、むしろ市民的・工業的妥協に熱心であった。政治的逆説へのこうした解決策は、多元主義を修正することからなり、一つもしくは複数のシテ——その中に、市民的シテは必ずしも見られない——を特権化する。これは微々たる解決策ではあるが、それは、政治的逆説を解消させることで、その最も堅い中心部分を登場させる。すなわち多元主義の逆説である。結局二つに一つなのである。すなわち

複数の価値システムないし正当化の論理の間での妥協は純粋な手続きに属するのか——この場合、政治的なことを基礎付けるためには、我々は手続き的（最小限の）国家しか受ける権利がない——、それとも国家は政治的なことの根本的妥協を、実質的内容によって豊かにすることができるか——しかしそれは、妥協がそれを中心にして構成されているものとは別の価値や正当化が存在することの証拠である——⁵⁸⁾。

エイマール-デュヴルネ (Eymard-Duvernay 2001a,b) は、とりわけ見事な解決策を試みている。それはすべてのシステムの最良のものを結合しようとしているのである。すなわち、価値のレベルでは、ロールズに対抗して、正義に対する善の優位性を確認して、彼は正義の論理の多元性を採用しているが、超シテの存在の否定にとどまるのではなく、彼は上位のレベル（「政治的なこと」）を創出する。そこでは、公平性の増大する度合いによって、また正義に関するロールズの第二原則の三つの解釈（自然な自由、自由な平等、民主主義的な平等）を結びつける段階でのその位置に応じて、社会を分類することができるのである。システムに応じて、差異の原則が、最も恵まれない人々に有利になるようによりいっそう厳密に作用する。従って、我々は手続きに回帰したのであり、このことは整合的なのである。というのも、価値の多元性を管理しなければならないのだが、我々は手続きにおいて、最も恵まれない人々の境遇に社会をインデクスさせることで⁵⁹⁾、超越的価値に最も近いもの（連帯？）を選択したことになるからである。事実、こうした分析枠組みはマクロ経済的な失業や排除過程の新しい分析に適用されており、そこでは、（非）公平性が主要な説明変数となっているのである。

サレ (1998) はそれ以前に、全体図式を提示していた。それは当初から、国家を制度の運営ポストに措定しており、オリジナルな二つの特徴を持つ図式である。すなわち「コーディネーションの失敗」の根本的役割と、A. セン Senの延長線上にある個人の「生活プロジェクト」の強調である。すなわちそれは、つまるところ、公共活動の制度的装置の機能を説明することができる電流の両極なのであった。我々は政治的逆説の解決の第四の試みの枠組みの中でこれらを再活用するために、その本来の枠組みからこれを引き出すことができるであろう。

我々は、言語および貨幣、法律についての分析から以下のように結論した。すなわちそれらは、社会の三つの製造様式であり、包括的な秩序を展望するための突出した場所はないのである。おそらく政治的なことは、社会的なことの製造方法全体を包括する必要性と、その不可能性との間のこうした矛盾の集合的意識から始まるのである。すなわちコーディネーションの失敗（サレにおいては、再生産のコンフリクトを含む）はその直接的具体化である。おそらくこのことが、コーディネーションの失敗を修復するための活動の装置を三つの制度の中で生み出すであろう。すなわち公権力への法人格の付与がこれらの装置の一つ（おそらく最も強力な）であろう。こうして政治的なことが特定の組織の配慮となり、少なくともその責任となり、（それを法律的に支える）活動の道具を伴う。この場合、疑わしい選択肢がこれらの前に開かれる。すなわち社会的なこと全体を一瞥して支配することは単純に不可能なままであることが見失なわれないか、——それは民主主義の道である⁶⁰⁾——、それとも社会的なことの不透明性が、それ自体への社会の介入の無制限の可能性という幻想のために、忘れられるか——それは全体主義の道である⁶¹⁾——、である。だからこそ、政治的なことは、（法人への自然人の関係を統御

している) 制度的メカニズムの質によって判断されるのである⁶²⁾。例えば、普通選挙は民主主義の最低限の特徴付けとして課せられていたが、最後の言葉が自然人に立ち帰らなければならぬことを意味するための、最も雄弁なメカニズムなのである⁶³⁾。しかし、危険なのは、それが言葉でしかないことなのである。したがって、様々なタイプの法人の間での関係を含む、自然人と法人との間のあらゆる接合タイプの批判的検討によって、民主主義的要請の終わりなき増殖が起こるのである⁶⁴⁾。

こうして我々は、サレのアプローチを再発見することになる。すなわち「国家について我々が指摘することになるコンヴェンション的移動は、生活プロジェクトと共通善への参加を同時に遂行する人々の能力を、国家の「プロジェクト」の中心におくのである。人々についての前提は、彼らの創造的活動の前提であり、自分が企図することを行いたいとする活動であり、そこから学習を引き出す活動なのである。こうした前提は、国家のコンヴェンションに応じて多様に捉えられる。すなわち、目的なし(外在的国家)、遍在(不在的国家)、コーディネーションの出発点(状況に位置づけられた国家)である」(1998 p.288)。

国家が政治的なものの保護という自らの役割を完全に果たすのは、その責任ある制度が、コーディネーションの欠陥を補うこと(再生産のコンフリクトを解決すること)を目的とするときである。この場合、国家は、自然人の生活プロジェクトと、法人に固有な組織的効率性が、「多元性」から「共通世界」の実現へと協力するように促すのである⁶⁵⁾。[続]

注

- 1) 雇用研究センター (CEE)、国立科学研究センター (CNRS)。
- 2) バリ第10大学ナンテール校、FORUM。
- 3) 問題なのは、行動にとって外在的な事物としてみられる規則の欠陥的性格を告発することではなく、以下のことを想起させることなのである。すなわち現状のリストが行動以前に完全に確定されていないこと、行動の最中に規則に適合しているかどうかの確認は、機械に委任されることはできないことである。
- 4) ロールズ (1955) により導入され、サール (例えば1995を参照) により発展された概念である。「制約的」もしくは「規制的」規則が、既存の(相互)行為の領域に関わるのに対して (例えば交通信号)、「構成的」規則は新しい(相互)行為の領域を創出する (例えば社会のゲーム)。
- 5) ボルタンスキ (2002) により再確認されている。
- 6) その意欲の自己制限によって (ハビトゥス概念の分析的役割についてはファヴロー [Favreau 2001] を参照)。
- 7) ファヴロー (2001 pp.301-3) を参照。
- 8) パースについては Descombes (1996) を参照。
- 9) ウィリアムソンの立場とノース (1990以降) の立場とを区別しなければならない。ウィリアムソンにとっては、効率性がきわめて一般的に前提されているのに対して、ノースは、一国の経済制度を説明するために、こうした前提を放棄した。しかし彼は当該国のマクロ経済的パフォーマンスに照らして経済制度を判断するために、この前提を維持したのである。
- 10) ノースの分析が、歴史的展望に統合されることで制度の役割を検討しているのに対して (Rollinat, 1996を参照)、ウィリアムソンのそれは所与の制度環境での様々なガバナンス構造の効率性の比較を

提案している、と言わなければならない。

- 11) ノースは規則のヒエラルキーを導入していたことを指摘しておこう。つまりこのヒエラルキーにおいては、インフォーマルな規則が高い地位を占めており、その進化のためには、フォーマルな規則と同一の過程には従わないのである。ノースは制度的変化の累積的過程を強調しており、進化論的アプローチに近いのである。
- 12) いかにかShotter (1981) のような著者が、ウィリアムソンのような取引費用への言及なしに、非協力的ゲームの均衡の解として「市場」と「ヒエラルキー」という概念をモデル化しているかが、このことを証明している。
- 13) これはノース (1990) によりはっきりと要求されていたことである。しかしウィリアムソンによってはそれほど顕著ではなかった。そこでは限定合理性仮説のヘテロドクスなポテンシャルティは、ガバナンス構造の空間 (なるほど不連続ではある) ——経済的エージェントは、取引費用の最小化の演算子によって移動する——の前提によって広範に打ち消されている。
- 14) 我々は、標準理論の狭い形よりも、場合によってはいっそう一般的な合理性の形態を示すために、この語を選ぶ。
- 15) 皮肉なことに、(言語によって制度を構築するという) ECのこうした方向付けは、D.K.ルイス (1969) の著作には何も負っていない。ルイスの目的は、明らかに言語のない世界から、制度の原型としての言語を構築することだったからである。
- 16) Kreps (1990) を参照。
- 17) 「我々が敏感なのはまず、不公正に対してなのである。「不公正だ! なんて不公正な!」と我々は叫ぶ。正義と不公正の領域に我々が登場するのは、もちろん不平の様式を通じてである。(中略) 不公正の感覚は、もはや単に、悲痛さなのではなく、正義感覚よりもいっそう洞察力に満ちている。というのも、正義は、しばしば欠乏しており、不公正が隆盛を誇っているからである。そして人々は、人間関係を組織する直接的なやり方よりも、この関係に欠乏しているものについていっそうはっきりした見方を持っているのである」(Ricoeur 1990 p.231)。
- 18) 「シテ」のレベルでは議論における一般性への上昇と公開性という配慮があり、こうした配慮は必ずしも「コンヴァンション」のレベルでは見られない。コンヴァンションはローカルな問題を統括することを可能とするであろう。
- 19) それぞれは、ダイナミックな視角から分析されなければならない (Favreau 1994を参照)。
- 20) 本質的には、インフォーマルである (そのためにこそ、ECはそのテーマに関して、「コンヴァンション」について語るのである。もちろん、それは通常の言葉での「コンヴァンション」ではないのだが)。しかし(1)それは規則ではない(フォーマルな規則の解釈のインフォーマルな規則!)。さもなければ、ノースの当初の定義に逆戻りしてしまうであろう。さらにまたもや、上位レベルでの不完全性の拒絶の的になろう。(2) そのフォーマリズムの欠如は、恣意性も主観性も意味してはいない。つまり、ノースが見てきたように、実際、その間主観性(最小限の)が、これに対して首尾一貫性を付与するのである。
- 21) 我々はここで伝統的な直観を使用しよう。すなわち「制定されていることとは、同意よりも、あるものが先在していることなのである」(Abensour 1996 p.48)。
- 22) ここでは、Taylor (1971) に倣って、三つのタイプの意味作用の間でのDescombes (1996) の貴重な区別を導入するだけで十分であろう。すなわちパーソナルな意味作用 (特異なる、主観的な)、共有されたそれ (間主観的、独立して形成された二つの意見の間での符号から生じた)、共通のそれ (客観的、集合的事物の制度の慎重な過程に由来する) である。最初の二つの意味の主観性もしくは間主観性は、意味が、ポパーの世界2になお帰属するようにさせるのに対し (世界1は物理的事物の世界である)、第三の意味は世界3、すなわち「思考の客観的内容」(Popper 1991 pp.181-2) の世界に帰属する。我々は、

- 「制度」が世界3にあると考え、「コンヴェンション」や「シテ」は、世界2の中に世界3の（世界1の、と同様に）事物を持ち込む——これらの事物に意味を与え、変容の後に、これを再び輸出するために——と考える。このようにして我々は難問に決着をつけよう。
- 23) このように表明することで、我々は、M.ダグラス Douglasの短い冊子（1999）の影響を受けていることを喜んで認めるのである。
- 24) この点について、レイノー（1995, 1997）、ローベ（1999）を参照せよ。
- 25) その後の著作（Boltanski et Chiapello 1999）とは異なる。この書物では、著者たちは、「資本主義の精神」を説明するために歴史的なマクロ的展望に身を置き、このことが彼らに対して、制度の概念を活性化させるように促すのである。
- 26) 説明＝予測の「道具主義的」方法論に対する、理解の「現実主義的」方法論。
- 27) コーディネーションにおける事物の役割を無視するような社会科学の批判についてはラトゥール（1994）の教訓譚を参照せよ。こうした社会科学は人間社会を研究していると思い込んでいるのだが、実のところマントヒヒの社会しか理解していないのだという。
- 28) Livet et Thevenot（1994）とファヴロー（1998 pp.216-20）を参照。
- 29) ボルトanski・テヴノの構成においては、「世界」とは「シテ」に即した事物の全体である。我々は、コンヴェンションについて、「正当化された共通世界」と語るときには、こうした定義に従わない。
- 30) したがって、価格の考慮——一般均衡理論の注目を独占してきた——の以前に、「品質」の考慮が、コーディネーションの分析の中心に帰ってくる（Eymard-Duvernay 1989, Favereau, Biencourt et Eymard-Duvernay 2002）。
- 31) この場合、価値（偉大さ）の評価は、偽物作りのプロをめぐる事件におけるように、けっして確立せず、終結することがないのである（Chateauraynaud 1991）。
- 32) とりわけLivet et Thevenot（1994）を参照せよ。
- 33) 「フォーラムの投資」についてのテヴノの以前の研究、もしくは規則とコーディネーション的事物との結合の必要性についてのファヴロー（1998）の後の研究を参照せよ。
- 34) こうして我々は、二つの構成要素を分離するように思われる。ところがリケールは「制度の観念」の下に結合させたままなのである。すなわち「我々は、歴史的共同体の共生の構造（人民、国民、地域など）——個人間（インターパーソナル）の関係には還元されないが、これらに結合されている構造——を制度と言うことにしよう。（中略）制度の観念が根本的に特徴づけられるのは、制約的な規則によってではなく、共通の慣習によって、なのである」（1990 p.227）。
- 35) こうした分類のうまい説明は、「企業モデル」および「品質のコンヴェンション」（Eymard-Duvernay 1989）、もしくは「生産の世界」（Salais et Storper 1993）の概念によって提供されている。それはかなり一般的なコーディネーション形態への準拠から企業を特徴づけることができる、という考えである。それは、企業の通常の運営の中でのその資源の配置の整合性を説明する。コーディネーション形態の多元性という仮説は、組織における製品と人員の格付け操作のコンヴェンション的な側面を示しており、同時に、ハイブリッドな合成によって、企業装置のいっそう複雑な特徴付けを行う可能性を開くのである（Thevenot 1989）。
- 36) 一般的な語句である。すなわち特に強力な種別化は、ブルデューの「ハビトゥス—場」という対である。
- 37) 著者たちは、その基礎付けを、様々な政治哲学の中に探求した。すなわちこうした哲学は社会を組織化し（シテ）、人々の間でのヒエラルキーを構築し、「全体への当事者たちの準拠」（L.デュモンから援用した表現による）を打ち立てることを目標としていたのである。
- 38) これは、デュルケーム Durkheim的な発想を持つ社会学の中心にある概念である。すなわちボルトanski・テヴノ（1991）は、デュルケームが一般的意思とすべての者の意思との間でルソーが導入した区

別を採用していることを示した。後者が個人的意思の総計でしかないのに対して、前者は個人的意思に先行し、質的にも上位にある。それは、精神と活動の固定的な、永続的な方向付けである。ところが一般的意思が「平均的なタイプ」(永続的な動機causeは社会的、文化的な環境である、などという)と結びつけられるとき、社会集団概念への準拠は問題含みとなるのである。

- 39) とりわけアレント (1983)、リクルールの分析 (前述の序文)、Tassin (1999) を参照せよ。
- 40) アレントの議論の中で、「共通世界」は、「多元性」のために、必然的に正当化されているであろう。
- 41) White (1992 p.17) が滑稽に語っているように、ある住民集団や社会は、観察にとって、「インゲン豆の袋」のように提示されないのである。
- 42) 形式的な論理に関心のある読者は、ファヴロー (2003a) の中にこうした議論の展開を見出すであろう。
- 43) おそらく、「経済的制度の最初のもの」を理解しなければならない。すべての人間制度の最初のものはもちろん言語である。
- 44) 彼らのカルトゥリエとベネッティ Cartelier et Benetti の拒絶を指摘するための紙幅はない。カルトゥリエらにとって、学問としての経済学は制度を内生化する必要はない。活動としての経済が、それ自身をいまあるようにさせているのである (2002 pp.35-9,121-2)。
- 45) こうした試験は、まさに「制定されている」として考えられている。我々は、アグリエッタとオルレアンにより「迂回」として描写された貨幣の間での競争が、ボルタンスキとシアペロにより強調された「移動」現象の特別ケースであることを見ることになるだろう。
- 46) 我々はこうした考えにおいて128-130頁(「貨幣」と「シテ」を体系的に比較している)を読み直すことができる。
- 47) これは、コンヴァンシオナリストのマクロ経済学を考察するために可能な出発点の一つである。もっぱら教育的な目的での事例が、ファヴロー・テヴノ (1996) により提案されている。
- 48) ラトゥール (2002 p.289) におけるように、我々が言う「規則」は、行動のための参照基準であり、行動に関する言説のための理由なのであって、もちろん行為の直接的規定要因なのではない。
- 49) 同様にBoureau (2001 p.14) は、11～13世紀の英国における「コモンロー」の登場を理解するために、「規範的参照基準の過剰な状況」を指摘している。
- 50) ラトゥールの説明はドゥオーキン (1986 第7章) の有名な逆説と重なる。
- 51) P. Livet (1994) が同じ文脈で指摘しているように、法律の形式主義は、行為と言明が、決定可能な条件とのその適合性によってのみ理解されるという事実に基づいている。すなわち結婚の宣誓があったのか否か、あれこれの文書の記述があったのかどうか等々、である。
- 52) ラトゥール (2002) の最終頁 (pp.295-9) を参照せよ。
- 53) Ripert (1951 pp.73-90) は、こうした引き写しを強調する。Jeammaud, Kirat et Villeval (1996) も参照せよ。
- 54) ラトゥール (2002 p.283) を参照せよ。したがって、社会がそうでないのと同様、法律の自分自身への閉鎖を夢想する理由は存在しない。
- 55) したがって、法律についてのコンヴァンシオナリストの分析は、法律の慣行的読解とは正反対のことを二度、行うのである。すなわちこうした読解は法律を、制約全体とする(もし公的な力がなかったならば、これを遵守しないであろう、というように)。一方で、法律は制約ではなく、言葉、あるいはむしろ言語であり、したがってお互いを調整するための資源全体である。他方で、法律は、公的な力のおかげで維持されるのではなく、それはむしろ公的な力こそが法律のために維持されるのであり、あるいは少なくとも、二つの間に相互依存が存在するのである。歴史家が我々に思い起こさせるのは、「正統な暴力の独占」は、法律の規則の履行には全く不可欠ではなく、おそらくそれは、宗教への古くからのその根付きのためなのである (Boureau 2001 p.17)。

- 56) こうして我々は、私的言語の不可能性についてのウィトゲンシュタイン (Wittgenstein 1953) の議論を逆向きにさせるのである。制度に関するECのプログラムが、ケインズの偉大なる友人、ケンブリッジのこの哲学者にどこまで依拠することができるかを評価するために、興味を引かれた読者は、Bloor (1997) を参照することができるであろう。
- 57) 四者ともに、すべてが、正義に対する善の先行性、あるいはこう言って良ければ、正義についての純粋に手続き的な理論を構築することの不可能性という考えを共有している。この意味で、彼らは、4人とも、リクール (1990, 1995b) によるロールズ批判の軌跡に連なっている。ECは、特定の政治哲学者たちが、今日「共和制的」伝統と呼ぶものの当事者なのではないだろうか、と問うこともできよう (Spiz 1995を参照)。
- 58) 例えば、価値の多元主義は、それ自体価値であり得る。非宗教性だけで、政治的なことの理論を基礎づけるのに十分であろうか。多元主義の逆説が次のような点でラディカル化されることができようから、ますますはつきりしない。すなわち純粋な多元主義は維持されない。というのもすべてが妥当するならば、何も妥当しないからである。ここに、選択の純粋なる自由としての自由の「否定的」観念に反対したC. テイラー Taylorの議論が認められよう。選択することが興味深いのは、かなり興味深い選択対象が存在する場合だけなのである (Spiz 1995 第3章、Pelabay 2001第3章を参照せよ)。
- 59) さらに、ロールズの差異の原理は、投資の定式 (ボルタンスキ・テヴノの第5の公理である) に近いことを指摘しておこう。
- 60) ルフォール Lefortのすべての著作を参照せよ、とりわけ (1978) の序文により提示された明快な要約を参照のこと。
- 61) 「全体主義体制の収容所と大量殺戮は、すべてが可能であるという根本的な確信が証明される実験室として役立つ」 (Arendt 2002 p.782)。
- 62) 「全体主義には、人間への専制的支配への傾向があるのではなく、そこにおいて人間が余分なものであるようなシステムへの傾向があるのである」 (Arendt 2002 p.808)。
- 63) この意味で、ECは経済についての政治的観念を発展させる。というのも、それは、民主主義の道徳的観念を採用するからであり、民主主義自体、これらの道徳的存在 (自然人である) が、こうした非道徳的存在物 (法人 *personnes morales* = 道徳的人) によって作られた世界で生活していることの完全なる承認に基づいているからである。
- 64) これらの考慮 (非経済的のように見えるかもしれない) の経済における実践的影響を読者に納得させるためには二つの例で十分であろう。すなわち (1) 「企業のガバナンス」についての経済学的議論がそのすべての深さを示すのは、かかるものとしての企業が、道徳的なパーソナリティを持っていない (資本の社会だけである) ことを意識するときだけである (Robé 1995, Reberieux 2002を参照)。(2) 分権化もしくは補完性原則についての経済学的論争も同様に、ついには、単なるインセンティブの問題を超えてしまう (コーディネーション・再生産の失敗の視点から、法人と自然人との間の関係の一般問題の枠組みの中に、これを置き直してみるならば)。パトナム Putnam以来、ソーシャル・キャピタルの何人かの理論家が指摘してきたように、市民社会の新しい重要性について、経済学者に問うこともできよう。
- 65) ここで、多元性の条件の維持の重要性が計られる。つまり多元性は、人間に固有な集合性の確立にとって不可欠なのである。このことを、共通世界の共通なることを過大評価するアプローチは無視することもあり得よう。ここでは、法治国家の起源に関するレヴィナス Lévinasの反ホッブスのテーゼ (Rey 1997, Abensour 2003を参照)、また「共通なること *commun*」についての エスポジト (Esposito 2000) の語源学的研究 (共通は、実際に、多元性の条件を含んでいる) にも立ち帰らなければならないであろう。

